

平成25年度 第2回福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成26年3月27日（木） 午後2時15分～ 福知山市庁舎6階農業委員会室	
出席委員名簿（職業）	<p>委員長 <small>たかはし ゆきお</small> 高橋 行雄（弁護士、現福知山市入札監視委員長）</p> <p>委員 <small>きし みちお</small> 岸 道雄（立命館大学政策科学部教授）</p> <p>委員 <small>せきね えいじ</small> 関根 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員））</p> <p>委員 <small>まつしま かくや</small> 松島 格也（京都大学大学院工学研究科准教授）</p>	
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（高橋委員長）</p> <p>3 議事</p> <p>（1）総合評価方式の導入について</p> <p>（2）予定価格の事後公表について</p> <p>◇各委員から出された意見等を踏まえ、今後も継続して検証・審議することとした。</p>	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p>総合評価方式の導入について</p> <p>◇価格以外の非価格によって、それを考慮した上で決めるということであるが、私自身PFI案件にかなり関わったことがある。いわゆる総合評価一般競争入札ということで、最終的に除算なのか加算方式なのかという事があるが、価格点と非価格要素点を合わせて決める。非価格要素として、設計や建築などに関する提案を求めるので、高度な技術とか創意工夫というものが求められる案件などには適していると考えられる。福知山市の特徴は、小規模な案件が非常に多く85%が1千万円未満、1千万円以上3千5百万円未満が9%で圧倒的に小規模の工事が多い。こうした状況下、どこまで総合評価を入れるかという大きな問いがある。極端な話、全部の案件に総合評価を入れる必要があるのか。また、簡易評価型でどこまで簡易化できるかということがある。いずれにしても通常の競争入札よりも時間がかかる。他の自治体においてもまだ多くは無いと思う。価格以外のところを見るということは、経営の状態、そして工事に必要とされる技術力をしっかりと見極めるなど、工事に応じた様々な形で評価するというのは当然賛成であるが、すべてこれを適用しなければならぬのかということと必ずしもそうではないだろう。ここからは個人的な意</p>	

見であるが、前回示された入札方式の中で、福知山市は指名競争入札が9割を超え、指名競争入札において学区制という話があった。もう少し競争を広げたほうが良いのではという観点で私なりに調べてみた。かなり前であるが横須賀市が条件付一般競争入札を平成11年度から導入している。条件付きというのは、ある一定の基準、たとえばここでいう技術、経営の状態だとか経営審査の観点であるとか、それについてクリアしたところほどの業者でも応募して良い。そうすると、潜在的に応募可能な業者が非常に増える。だが実際は手を挙げるかどうかは分からない。だからここでいう総合評価の自由度を踏まえつつ、そしてなおかつより簡易化された一般競争入札による価格での勝負、そういった方向を総合評価落札方式と合わせて今後検討するのも一つの方向ではないかと思う。

◇総合評価方式を導入するといった場合に、指名競争入札が非常に福知山では多いということで、やはりこれは一般競争入札に移行していくのが望ましい方向であるという意見が出た。総合評価方式を導入するのは、なぜ導入するのか、その理念が非常に大事である。いったい何を目的に総合評価方式を導入するのか、そのあたり、国の指導もあるが市はまずそこをきちっと押さえる必要がある。それに基づいて対象を

地域に貢献できる業者に参加してもらおうような方式をとということ、そのあたりどういうふうにお考えかということですが、論点に書かせていただいているこれが建前ということで、前段が国交省あるいは国の方から品質の確保ということであり、品確法に基づく国からの要請です。要請は要請として一つ置いておきます。それから我々は一般競争入札が原則であることは確かです。ですが福知山のような小さい市では、先ほども災害の話がありま

どのように決めるのか、という手順を踏む必要があると思う。特に箱物事業が非常に多いわけであるから、総合評価方式を一般競争入札の条件付きで導入するという方向は、是とするが、基本的には理念として地域経済にとって、地域の生活にとって、どれだけプラスになるのかということをやはり考える必要がある。特にこれから人口減少の時代に入っているので、多くの人に福知山に来てもらって、そこで住んでもらう、あるいは働いてもらうということをやはり念頭に置いて地域の活性化を図っていく必要がある。多くの自治体で災害なり除雪なり社会インフラ、生活インフラを維持していくために総合評価を一つの基準として、それを導入するというところが多いであろうが、単にそれに留まらないで、もう少し地域活性型というか、地域に貢献できるように企業に参加してもらって事業を受けてもらえるような方向を考える必要がある。そのあたりを福知山市はどう考えているのか。

◇基本的な理念としては原則として競争をやっぱり入れるべきである。その上で地域貢献というのを、その競争の枠組みの中でどう組み込むのかということを考えていくべきだと考える。その中で先ほど小規模な工事が多いということだが、ここで標準型から特別簡易型まであって、福知山で考えようとしている総

したが、地元の建設業者には台風や地震、災害復旧等、また除雪など、そういうことに機動力を持って市民の生命や財産を守っていただいていると、生活を守っていただいているということで、これらの地域貢献は地元にとっても本市にとってもたいへん重要なことではあります。ただ競争原理も大事であり、発注していく中で地元の建設業者の育成の観点からも地元の業者を優先するために指名競争も取り入れているところです。そこで今回の目的としては、将来こういう業者になってほしい、そういう業者を求め、そういうふうになってほしいという思いも込めて総合評価方式で地域に貢献できる業者にインセンティブを与えて、案件毎に取り組んでいくものを導入していきたいというふうに考えています。

個々の理由については分からない部分がありますが、各市町村が寄ってこういった制度について話をする時があり、その時に課題で掲げている手間、入札参加者も手間がかかる、市にも手間がかかるような事もある上に、手続き的に時間がかかると早期発注・早期完成という我々も指導もしている中で、なかなか行き届かないと

合評価というのは、どこまでを対象にしているのかということを入れているのかということを入れないとなかなか議論が進まないと思う。参考資料の他市の状況を示しているところの状況の中で実施件数のデータがあるが、例えばそれぞれの市町村によって評価対象としているのが結構違うので必ずしも一概には言えないが、例えばある市の場合に特別簡易型が50万円以上ということなので、50万円以上ということと大概の案件が入って来ると思うが、なぜ実施件数が0件なのか、それとも情報が無いという意味なのか、逆にこういう制度を考えても実際にやるのがこんな2件とか3件というレベルであるならば、あまりここで一生懸命やったところでしょうが無いと思う。私が考えるには、ある程度なるべく可能な限り簡易な方法で、競争が働いて、かつ地域の貢献なども評価できるような制度というのを入れていくべきと思うが、まず、なぜこのデータはこんな少ない数になっているのかということに答えて欲しい。

◇そうすると、この表を見た時に評価対象の金額に該当する工事は全て対象だというように思っていたが、そうでは無いという事か。他にも対象とする工事の要件があるという事か。

か、対象案件が自治体によっては見つからない、項目などを決めたが、これを評価する工事が有るか無いかにもよるとい話が出ています。ただ担当者に聞くと、こういうような事で選ばれた業者が作ったものは、同じものが出来ても長持ちするものが出来るように思うと感じている監督員もいます。そういった中で、何を評価するかから案件選びに疑問を感じながらやっていることはありますが、市町村ではやはり地元で貢献する業者をどういうふうに評価していくかということが大事なので制度として作ってきた、と言っているところもあります。

これも聞いた話ですが、こういった案件かと振り返ると、工事内容をまず精査します。担当課がどう発注して、どういうようにしたいかということ協議して、その内容でこれならいけるというものについて総合評価をしていますので、一律この範囲で決めたものを全部するという訳にはしていな

◇そうすると、仮に福知山市で導入するとしたとしても、金額だけの話では無く、どういった案件をすべきか、という議論がまず無いと、総合評価の項目だけをいじっていても、あまり効率的ではないのかなと思う。

◇京都府や京都市など、それなりの数をこなしている。これは工事も大きく自治体の人員も十分であるということで、こういう事を導入する条件が揃っていると思う。それ以外の京都府下の市をずっと見ると、導入はしたけれどお付き合いで1件か2件やっているというぐらいの感じである。国土交通省あたりからこういう事をやれと言われたが、あえて異を唱えることも無く、やっているというような事のようなニュアンスが見て取れる。そもそも資料に書いてある総合評価というのは価格に加えて技術提案や施行能力の優劣で、有効といえば有効である。ところが次のページに行くと京都府は、地域貢献型をやっている。妙な要素を持っている。これはどういう事か。そうすると表看板と違って、本来計量化ができないような要素を入札に入れ込むためのニュアンスがあるという気がしてしょうがない。確かに地域貢献や業者を育てるという事は重要な事であるが、だからと言って入札制度を本来の

いと聞いています。

委員のみなさんがおっしゃった点では過去の経過から言うとそういうこともあります。もともとはやはり今回の提案の説明の仕方が悪いのですが、例えば京都府は何件かやっているのですが、総合評価に起用するのは、実際は1割から2割ぐらいです。一般競争入札をする中で技術的であるとか地域貢献というところで、府の場合だと少し技術的に工夫が必要で国の場合はもう少し多いでしょうが、ある一定評価に値するような工事を選定して、それで総合評価をするというのが本来です。小規模なものが90%以上で3千5百万円までとなってくると、例えば舗装工事で少し舗装修繕をするとか川を少し直す工事などは、技術的という以前の話で、信頼性と能力だけの話となり、そこは通常の評価競争とする。もう一つは企業を評価、非評価するのといったときに、いわゆる経審点プラス主観点ということで、会社自体の能力はそこで評価しています。後は個別の工事の特殊性に応じてそこにどれだけ技術力を発揮するのかというのが総合評価方式であるの

あるべき姿から変えていいという話にはならない。本来育てるなら育てる方策があり、入札制度をいじってそうするという事は邪道ではないか。基本的にはそういう気がする。今回の論点の5の1のところ、地元企業を育成するという事が書いてあるが、ようするに既存の業者を市の方はある程度目論見を付けて優先するための手段にしたいのかなというふうにも読める。そうであると入札制度の本来のあり方からどんどん離れてくるので、確かに企業に育てて欲しいというのは大事であるが、これが総合評価方式に移行しなければならない理由なのか、それとも制度化する理由なのか、そこのところをきちんと押さえておかなければ、何をやっているんだという事になるので、そのあたりどう考えているのか。

◇最も重要なのは、どういった工事にこれを適用するかという基準作りである。小規模であれば本当に適用しないのか、小規模でもどういった案件であるならば総合評価方式の方がふさわしいのか、どこで判断するのか、何に基づいて誰が、どのような基準で判断するのか、そこが非常に大事である。そうしたことをど

で、したがって前者で言ったもので整理して価格競争で行くものもあるでしょう、そして技術を特に議論し、評価するものがある。そういう分け方になると思います。事業を全部総合評価するのでは無く、むしろ技術的な事や地域貢献などしっかりと評価できるものについて当てはめていこうというのが基本的な考え方です。本来それに何か優遇しようかということもありますが、そういうつもりではなく、出来る限り発注するレベルの企業の技術力をなんらか見ていこうという事です。例えば長大トンネルで、トンネル工法で工期短縮や工事の工夫をするというレベルの評価もあるでしょうし、簡易型や特別簡易型など技術力は無いけれど安全管理を、舗装工事でもできるだけ昼間の工事を少なくして早く車を通して交通に支障の無いような管理の仕方など、そういうようなことを評価していく方法もあるので、そういう意味で標準、簡易、特別簡易を使い分けていきます。それもそれぞれ代表する工事全てを対象とする訳ではないということです。

実際の入札行為で3千5百万円以上というのが現在条件付一般競争入札にしています。3千5百万円未満が指名競争入札です。3千5百万円というのは更に今後の議論で一般競争入札をもう少し下げ1千万円にするという議論はあるとして、今はそういう区分けをしています。3千5百万円というのが総合評価をやっていく最低ラ

のようにして決めるかというのが大きな課題である。もう一つの留意点は、通常の価格だけの競争入札よりも総合評価方式は時間がかかるはずである。特別簡易型になるとそれほど変わらないかもしれないが、複雑で技術力うんぬんということになれば当然通常の競争入札よりもタイムスパンを長く取らなければならないだろう。実際の発注が年度ベースで動いているので、そのこととの兼ね合いというのが当然出てくるはずである。もちろん繰り越すことも可能であろうが。いずれにしても、事業及び予算執行のタイムスパンと入札にかかる時間との兼ね合いをどう調整するかという課題がある。発注者側の入札管理体制が重要となる。また、どのようにして技術を判断するのか。そういうことを行うことができる方々がおられるのなら良い。どういった案件に対して総合評価方式を適用するかどうか、特定のタイムスパンの中で問われることになる。事業費1千万円未満のものが多いいことを踏まえると、当然判断基準であるとか、どういったタイムスパンで行うのかといった事とともに、繰り返しになるが、条件付一般競争入札を、すなわち、簡易だがある一定の経営の部分なども審査した上で競争を高める方向を検討したほうが良いのではと考える。

インと考えています。でないといけない仕事や維持管理中心の仕事になってくるので、なかなか技術的なところの評価はしにくいのかなと考えています。ただ地域貢献だけを見るという事では有り得るかもしれないが、それは今後どうしていくかということはあるが、基本的には3千5百万円以上が一つの対象と思っています。条件付一般競争入札と総合評価はセットでやっていくのが基本と考えています。

◇そうすると何を総合評価とするのが難しいところもあり、必ずしもこの枠組みだけが総合評価ではなくて、ある程度の基準を作って選んでから、そこで価格競争するというのもある種総合評価である。技術力があると判断したうえで価格競争をする。どこまでを総合評価という事を置いておくとしても3千5百万円未満の部分については、国交省の種類の枠組みの総合評価はしないという事だったと思うが、3千5百万円未満のものはどうするのかという話も出ており、地域としての課題というのは、むしろこちらの側にもあるのではないかという気もしている。どれを総合評価と呼ぶかという話は置いておいたとしても、3千5百万円未満の工事を指名競争でやっているのをどういった形で可能な限り価格競争を働かせるかという論点が無いといけないと思うが、それについてはどういう方針を想定しているのか。

委員のご意見をお聞きしながら、という事になると思いますが難しいのは経営と技術、それから地域貢献という事をきちっと評価したいという気持ちは変わりが無いが、地域貢献という事もどういう点を地域貢献と言うのかという事があります。我々としてまず一番考えるのは、安心安全という事をちゃんと地域で支えてくれるという事、これは非常に大きな地域貢献です。そういう意味では除雪をきちっとやってくれているなどの頑張り、地域の日常生活を安定的に、緊急的に対応してくれるというのは非常に大きなポイントになってきます。そういう規模となると除雪機械を持っているとか、それなりの規模の業者さんという事になってきます。そういう評価をまずするとすればですが。まずはそういうようなところから始めていって総合評価も最初からこれが絶対だという事は無いと思うので、そこからスタートさせていただき、実績、思考錯誤しながら、より適切な評価の方にもっていきたいと思っていますので、会社の持つ経営力や能力、技術力など3千5百万円未満はどうするのかという話の中では、いわゆる経審という一つの審査事項があるので最低限そこでは確認をして、それで発注のランクを決めてその能力に合う工事を出させてもらい、そこでまずは会社を評価して我々として発注するという整理にせざるを得ないと思います。3千5百万円以下でも今後工事によって技術的な工夫が出てくるとか地域貢献の

<p>◇個人的には、やはり特別簡易型を更に簡易にしたようなものをというイメージで、ある程度小規模なものに対しても競争入札でやるべきだというふうに思う。そこで必ずしも技術力を求められていないものについては、項目として技術力を入れなくても良いと思う。ただし、現状は担当者が指名競争入札でいろいろなノウハウを持って運用されている部分を可能な限りシステム化したほうが望ましいと思う。</p> <p>◇質問であるが、客観的に判断し易い経営力とか技術力とかいう基準があるが、地域貢献といった場合、どういう貢献内容になるのか、それを加点する場合にどれだけのウエイトを持たせるのか、どのように考えているのか。</p>	<p>大きなものが出れば、それぞれそこで考えていきたいと思います。発注工事の中身を今から全て整理できるものでは無いので、やりながら考えていきたいと思います。大きなところだけは決めておいて、後は試行しながら枠を広げる、3千5百万円未満の小さいものを広げるかどうかは平行して議論していただけたらと思います。</p> <p>それは、また作業量と手間の話が出てきます。本当にここで言う50万円や百万円ぐらいの工事でそういう手続きを立ててやるということは、はたして全体として、企業にとって、また発注者側にとって良いのかという事があるので、全てをやるというところに直線的に行くのかということ、また他の手間の話とか時間がかかる話とか工期の話となってきます。なかなかすっきりとはしませんが、そこは会社としての能力については経審などで位置付けさせていただいているという中でやむを得ないのかなと思います。</p> <p>地域貢献度については、我々も考えており、主たる営業所の所在地と書いてあるのは京都府の例であり、京都府は範囲が広いため管内の地元の業者にお世話になることがあるということです。2つ目は災害協定と地域貢献ということで、災害の時にいち早く駆けつけて通行止めなどの対応や協力をしていただいたりすること、労働福祉の状況がどうであるか、機械の保有台数がどうであるか、除雪機械を自社で</p>
--	--

<p>◇いろんな地域貢献があるのは分かったが、非常に幅広い項目が極一部の発注に係って、特定の工事にこういう項目を反映させなければいけないという事、またそういう事の合理性がぜんぜん分からない。発注する全てについて、そういう事を勘案して発注するなら除雪に貢献しているというのも分かるが、例えば病院を造る時にそれだけ捉えて除雪</p>	<p>持っているか、リースでできないか等、会社の規模や体制の問題、経営の問題もあると思います。技術職員が多いほど他の工事にお世話になれるし、余裕をもって施工してもらえるのではないかという事もあります。府内企業の下請けについては、地産品の使用状況というのは丹州材という木材があるが、そういうものをいかに利用して地場産業を育成していけるかという話、それから除雪契約の問題、その他にもやはり技術者が足りないので障害者の雇用や女性技術者の雇用など、短時間勤務制度の導入、自分たちにとって安心安全の一つに火事や災害時の消防団の活動があり消防団員を雇用している会社があり、それを評価しているところもあります。他には後期高齢者の雇用など個人の市民税特別徴収義務者であるかなど市税をきちんと組織として納めていただいている所など、いろいろな地域貢献が考えられるが、その中からこういったものそれぞれの自治体で選んでいるという事です。</p>
--	--

<p>をしているなど限定的な事を特定の工事について、非常に大雑把で幅広い何が何だか分からない要素を入れ込む論理性がほとんど無いのではないか。</p> <p>◇ざっくりばらんに言えば、全て評価項目の対象になり、しかもそれに点数を付けるような事は不可能に近いのでは。</p> <p>◇他の市町村を見ても極限られたものしかやっていない。そういう時にこういう項目一項目だけ入札では反映したと言ってもそれがどれだけの地域貢献の評価をしたことの意味があるのかとなるが、それはゼロに等しい。発注全体について、そういう項目を評価してやるなら地元企業を育てるという意味もあるかと思うが、ごく限られた工事についてそういう事をやる意味は無い。むしろ特定の業者、あるいは企業に対して有利な項目を、数値化できない項目を入れ込むための口実にし過ぎないという印象を与えてしまうと思う。むしろ発想は逆で、今回の何処其処の工事をするので価格以外のこういう要素を評価項目に取り込みたい、という非常に切実な要請があって、その時に総合評価方式をやりたいんだと、その時の評価項目はこうするんだ、というような問題の提起なら分かるが、それがひっくり返ってしまって、まず総合</p>	<p>今のは例を挙げたまでで、なおかつ地域毎で地域貢献、地域が望んでいることは違う内容であり、その地域で、地域が望んでいる点は地域に応じたポイントを付けるという事です。</p> <p>言われたことは国交省も課題としていたようで、二極化した理由というのは、品確法に基づいて総合評価をするという話の中で、除雪ができたから工事の品質が上がるのかという事を言われていると思いますが、国交省の指導の中では小さい事業者向けの指導もあり、業者のモチベーションを上げるために、地元のためにやるんだというような、品質も上げ、モチベーションも上げるためのものをすべきではないか、という指導もあります。誰がこの項目を決めるのか、という話がありましたが、例えば案は市で作っても学識経験者、国交省や土木事務所の方にこの項目で、我々の求めているものはこういう事であるから、こういう事で評価して良いのか、と提案させていただき評価項目を正式に決めていく評価方式があります。最終評価の時にも手伝っていただく事になるかと思いますが、そういう事で国交省は支援しますよ、という事を言ってもらっており、それに対して委員のおっしゃ</p>
---	---

評価方式という漠然としたものを出してきて、それだと評価項目の合理性なり数値化の合理性なり説得力が無い。本来中心にやるべきところが陰に隠れてしまっているのではないか。弊害ばかりが目立つという事になるかも知れない。そのあたりの答申がそれを運用する必要性があるなら、今回こういう工事をやる時は是非それでやりたい、その合理性があるという所を個別に議論して、こういう制度も利用しましょうと、またそういうのが現実的にあるのなら例示をしてもらって議論する方がより生産的ではないかと思う。

◇一点は、なぜやるのかという理念を明確にしないと具体的な話、中身に入りにくい。地域貢献といっても極めて漠然としている話であって、除雪なら除雪だけ、災害なら災害だけ、雇用なら雇用だけで、雇用を維持するあるいは拡大するために協力していく。この企業に対しては若干応援しますという、ここを明確にしないと話がなかなか前へ進めなくなるという感じを受ける。

◇今日とても結論めいたところに行かず、積み残しになるが次の議論に向けて、委員からこういう事も考えて欲しいとか資料として出して欲しいという事があれば伺いたい。

る事も理解できますので、そのあたりも含めて検討していきたいと思っています。

◇どこに争点を当てなければいけないのかという事がぼんやりしていて、異論だか何だという課題に対していろんな方策があるという事はよく分ったが、どういう問題に対して何をやるのか、ここでいう総合評価はこれまでの議論からすると、大規模なところに対して、金額だけでは無く、どんな評価項目を入れなければならないのかという話、もう一つは総合評価の対象とならないようなものをどう考えるか、そのあたりの仕訳をする必要がある。もちろんそこは今まで通りやりますと、今回の委員会の対象にはしませんという事も一つの考え方だと思うが、そこを次までに整理していただくとこれからの議論がやり易いと思う。

◇総合評価方式が今回の議題になっているという事に関して、公共工事の品質の確保を図るという事があった。福知山市にとって総合評価方式を導入しなければいけないような状況がどういった点にあるのかについての検討が必要であろう。一般論として議論する時、福知山市の発注の現状に照らし合わせて、総合評価方式を適用することに意義があるのか、どういうところに適用すれば、今までよりもより高い品質が確保されるのか、発注者にとっても受注側にとっても市民のみなさんにとっても、どのような公共事業になるのか、というような観点から

<p>どう位置付けるのかという事が重要である。これまでの議論の中で、1千万円未満の工事の比率の高さと総合評価方式の適合性についてどのように考えるかということがある。大規模な工事になるほど、そして技術力が求められれば求められるほど、当然価格以外の要素についても見るべきだと思う。1千万円未満の小規模の案件について多くの手間暇をかける必要が無いといった時、これまで9割が指名競争入札であるが、そのまま指名競争入札で良いのか、という疑問が出てくる。このことをしっかりと認識する必要があると思う。</p> <p>◇仮に3千5百万円以上が対象となるとした場合、総合評価方式を導入した際に参加資格のある地元企業というのはどのぐらいあるのか。</p> <p>◇災害に対して実際本年度あるいは前年度どれぐらいの企業の協力を求め、どのぐらいの予算を使っているのか。</p> <p>◇総合評価方式について、議論がいろんな角度から出て、まだまとめる段階でも無いので、いろんな意見が出て、また重複するものもあったと思うが、また次の議論に向け整理をしていただくなり答申がどうなるかという所に重点を置いて次の議論に回したいと思う。</p>	<p>現在の3千5百万円以上というのは土木ですが、A等級で47者あり、市内本社本店を優先しているので35者が対象になります。建築が市内本社本店で24者あります。</p> <p>また調べて報告させてもらいます。</p>
---	--

予定価格の事後公表について

◇基本的な中身であるが事前公表、事後公表とあるが、事前公表でやって最低制限価格の所で集中するという事があるのかどうかという問題があるが、あえて事後公表をする必要性はどこにあるのか。

◇それは分かるが事後公表をする必要性というのはどこにあるのか。

◇それは分かるが事後公表すれば、次から同種の算定に当たって、だいたいの類推は付き大体分かる。もちろん積算能力を高めるために事後公表をする事によって、より一層スキルを磨こうというのは理解できるが、事前公表も事後公表もどちらも同じような問題を抱えている話ではないかという思いがするがそのあたりはどうか。

◇事前公表でいろいろ問題があったから事後公表にするというだけならなぜか。情報公開という観点から入札の透明性を立てるために、全て時期は別としてオープンにする。そういう視点であれば良く分かる。

必要性ですが、業者の技術力の中に積算能力というのも入ってくると思いますが、積算能力の無いところでも過去の公表されたものを見て、予定価格が事前に発表されていたら、その何%ぐらいが最低制限価格であると、積算できない業者でも想像ができます。あるいは良い業者は市の設計が何円、業者が積算したら何円、だからこの額で入札しよう、という2種類の業者が同じ土俵に立って競争をする訳で、表現が悪いですが当て物のようであるという考え方もあります。

積算ができて下請けも大事にする、良い業者を残していくというのが事後公表の目的でもあります。

公共工事の入札適正化法という中で、できる限り入札行為の節目節目のものについては、いわゆる客観性、透明性が分かるようにオープンにしなければというふうになっています。その一環で入札の予定した額については、後か前かは別にしてもオープンにしなければなりません。基本的にはこれに従っているという事です。

◇そもそもなぜ公表しなければならぬのかというところがある。そうでない時に問題だったからこういうことになっているはずで、そこもまず議論があって、その時の背景が現状の福知山市の中で本当に同じような問題が起こっているのかどうか。そうで無いならば、今更公表しないという選択肢は無いかもしれないが、それも一つは考えて良いと思う。事前であろうが事後であろうが小規模な自治体になればなるほど、情報はある程度分かっているのが前提だと考えたほうが良い。ある程度は、こういう格好の工事であればこのぐらいだと、公表の有無、もしくは事前だろうが事後だろうが関わらず前提できるのではと思う。その上で付随した問題が発生し、その問題の対処をするならば、どちらが良いのかという議論はやって当然だと思う。

◇事前と事後という事であるが、企業の立場に立てば事後公表の方が厳しいのではないかと。積算においてより一層の努力を求められる。予定価格が公表されていないという事であるならば、その入札する価格を自ら積み上げて計算しないといけない訳で、その努力は大きく求められる。逆に予定価格が事前に公表されているということは、当然目安があるため、その目安に最低制限価格がその何割掛けであるかということがある程度分っていれば、それに

掛け合わせて、入札額を決めれば良い。したがって、企業は事後公表の方が入札価格についてしっかりと計算するものと考えられる。ところが本当に事前公表できないのかというところ、入札価格と最低制限価格がある一定の関係にあるからこそ、こういう事が起こると考えることができ、入札価格と最低制限価格の関係が入札ごとにランダムであれば、落札率が一定の範囲内におさまることはないだろう。事後公表において内部情報漏えいがあれば、法令違反となり、罰せられることになるため、その運用を徹底していけば、それ自体は問題では無いように思われる。事後公表にすると、企業からの「探り」が増えるという要素があるとの説明があったが、それは排除していくしか無い。職員も何か漏らしてはいけない情報を漏らしたりすると当然罰せられる。罰則で対応するので筋が通る話である。結局先ほどの話と関連するが、公共工事は誰のために行うのかという本質的な問いがある。公共工事で出来たものの受益者、いわゆる市民のみなさんのために行うという話と、公共工事を行う業者のためにも公共工事を行うのではないかという話があり、普通に考えるとやはり税金を用いて行う工事であるので、出来るだけ低い価格で良い品質の工事を行うのがベストということになる。地元貢献や建設会社の育成は、どこの自治体も重視しているが、最終的に

事前公表か事後公表かという事は、どこまで競争を重視するか、積算能力が不十分等の不適切な事業者を排除するという覚悟をもって行うかということと大きく関係するのではないかと。より低い価格とより高い品質ということで企業側により厳しい姿勢を示すかどうか、最後は各自治体の対応に任されることになる。今後こういった形で企業側により一層の努力を求めるか、福知山市の姿勢が問われている。

◇不祥事があるといろいろ探られるのでコンプライアンスに自信が無いと保守的になって事前公表するという傾向が見られる。しかし事前公表にも最低制限価格とのリンクが容易に経験的に重ねられ、次の入札の最低制限価格が推察できそこに集中する、あるいは一般競争入札にしても条件を付けたり、指名競争入札で競争条件を緩めると特定の業者間で、顔までわかっているとすると談合を誘発し易いという非常に大きな問題がある。どこの市でもこの制度は行きつ戻りつしてという様子があるようである。今回福知山市の場合どうすべきなのか、今まで事前公表をやっていたが、どこに問題があったのか。次に全面的に事後公表に変えるのか、それとも例えばミックス型というのがあるとしてもおかしくはない。例えば、ある工事については公表するが別の工事については公表しない、そういうロー

全面的にやっていくのかという話ですが、最初は試行から始めたいと思っており、価格だけでは無い総合評価のようなものの中から取り組むという方向もあると思っています。それで一定規模以上のものという事で、それについても業者でいうと高いレベルの業者の方から考えていきたく考えています。それも試行の部分でこの案件を決めて、全体を最初からやっていく訳ではありません。最低制限価格の話が出ましたが、当市はランダムでは無いが一定基準のもとに、複数人に書いてもらい、その平均を取って決めているので他の市のように想像は付きにくいのではないかと考えています。

事後公表と事前公表の背景は行きつ戻りつでコンプライアンスの問題は横に置いておいて、一方で出てきたのは積算能力をちゃんと持っている大きな企業と、家族3～4人でやっている所はそういうのは抱えられません。

<p>テーションをすとか、話が出たように予定価格と最低制限価格のリンクを分かりにくくするように一件ごとに上下させる、そういうことにより運用によって解決できるような問題もあるのでは。どういうことでやっていくのか、今回諮問されているが方向性として全面的にもう一度事後公表に戻りたい、戻した方が良いというように考えているのか、そうでもないのか、そのあたり当市の実績を踏まえて意見を聞きたい。</p>	<p>積算能力を抱えている所は、抱えた能力も技術の評価だという事で、適正に評価をしてもらうというのが一定の規模の企業が言うところです。本当に零細の所もそこまで人は抱えられないという事なので非常に幅広い業界の中でも意見は違います。そうした中でどうしていくかという事で、できる限り大きな企業のところで併用型のようなある一定のものを適用するというのが一つの考え方であると思っています。そういう意味で、ある一定の積算能力のある所を適正に評価しようとする、話にあったランダム係数でやればいいのか、という事でやっている市もありますが、これも結局くじと一緒に運頼りとなってしまうので、適正に積算能力を持った所には辛い話になってくるとい事もあります。絶対こっちだと言にくい、幅がある業界の中でもより技術を、積算能力を反映していくというところに行き着かざるを得ないのかなと思っています。併用とありましたが、なかなか社会情勢やいろんな情勢の中で不祥事により事前公表に変えた所もあります。もしチャレンジするとすれば、少し部分的に、こういうものについては事後公表という方向で、少しずつチェックしながら試行していくというのが福知山市としては良いのかなと思っています。</p>
<p>◇事前公表の課題として予定価格から類推して入札価格が最低制限価格付近に集中すると指摘されてい</p>	<p>条件付一般競争入札の建設工事の案件ですが、11件に関してランダムにピックアップし、グラフにしたもので</p>

<p>る訳であるが、福知山市の土木などの案件で入札の張り付きについてのグラフであるとか当市の現状はここであるというものが資料としては必要ではないか。</p> <p>◇状況も土木とか建築とか発注の種類によって結構違いもあり、金額の大小によってもいろいろあると思うので、どうすべきかというところを考える時に現状がどうなっているのか理解するのが一番大事なので、是非その資料を事務局でお願いしたい。</p> <p>◇実現可能かどうかはさておき、予定価格があるから予定価格を探ったり、予定価格の積算根拠を求めるといった話になる。逆に予定価格無しで各業者に出させる。その積算根拠を示して提出させた時に積算根拠が危うくて、こんな金額では到底できないだろうというところは排除するという行い方もありうる。やはり発注者側で全部抱えこむということよりも、受注者側がどういう根拠でできるかということを出させてそれを審査するというやり方</p>	<p>ありますが、最低制限価格から0.1%下回っている所が5.9%、プラスマイナス0.1%の間に47件23%が集中しています。それからプラスマイナス1%の間に77%が集中しているというような傾向が出ています。当然予定価格は事前公表であるので予定価格を事前公表すればその金額付近のデータは業者も持っているし、設計も今は全て単価や労務単価を含め公表となっているので積算能力のある所はピタッと応札してくるという状況です。</p> <p>プロポーザルというのがその類型に入ります。例えば非常に芸のママなプラントや芸術品のようなものは、こちらにもともと積算根拠が無いのでアイデアとお金と両方出してもらって、本市でも年に1、2件を出している例はありますが特殊なものという事でやっています。</p>
---	--

<p>もあるように思う。他の国では受注者側に積算させるという話を聞いたことがあるが、そういう可能性は無いのだろうか。</p>	
<p>◇自治体側は年度の予算があつて、今年の予算はこれだけあり、これだけの工事をする、また予算を出す時に何処其処の工事をこれだけするからこれだけ予算を要求するような形にどうしてもなつていかざるを得ない。それは予定価格ベースであるのか、それとも最低制限価格ベースの実際の落ち着きどころを見て予算をもらっているのか分からないが、どうか。</p>	<p>通常予算はやはり設計上の価格でないと今度表に出すときに合わないのので、あとは落札の努力をしています。基本的には設計の予定価格で予算化をしているというのが基本です。</p>
<p>◇コンプライアンスの問題であるが事前公表であれ、事後公表であれ重要なテーマであるが、具体的にコンプライアンスの徹底を図っていく、職員あるいは入札参加者に対して図っていくという事なので、具体的に今まで取り組んできたことに対しどうプラス策を付けて徹底を図っていくのか教えてほしい。</p>	<p>コンプライアンスは我々も守っていかなければならない話であり、業者にも守ってもらわなければならない話として、ガイドラインや取決めを作り、それを周知する研修を行ってまず職員間のコンプライアンスを確立しています。また業者へも周知し、すでに京都府と同じようにしていますが、不当な働きかけがあった場合のペナルティも少し強化したり、両方の対策を考えて案を作っていますが、そういう事をしないと事後公表はできないというようにふうに考えています。</p>
<p>◇具体的に今まで職員のコンプライアンスに関するガイドラインは無かったのか。あるならばどのような内容であったのかというのを教えてもらいたい。ペナルティの強化につ</p>	<p>福知山市では市民病院の建設工事、また武道館の建設工事に伴い職員の不祥事がありました。それを受けていろいろと綱紀粛正、また組織の管理に関する最終報告「二度と不祥事をおこさ</p>

いて、業者に対しても職員に対してもかどうかが良く分からないが、具体的に強化する中身はどの程度引き上げようとしているのか、その考え方や具体的な案があれば教えてほしい。

ないために」という事で最終報告まであったわけですが、平成20年の12月にコンプライアンス制度のガイドブックを作成しており、法令遵守の推進体制、倫理規則、不正要求行為に対する対応、内部通報、外部通報、そういう事をこと細かく書いたガイドブックを作成してそれを職員に周知徹底しているという事と、翌年平成21年の10月にはコンプライアンスの行動指針というものも作り職員の役割はどういうものかというところで徹底しています。通報の窓口、懲戒の処分の規定というのも明確にして徹底を図っているところであります。

今回の事後公表に関しては、更にそれを強化するという意味で、建設工事等の入札情報に関する不当な働きかけに関する対応マニュアルというのを作り、また建設工事の入札情報に関する問い合わせの記録票や接触の記録票を作成しました。ただどういうものが不当な働きかけになるのかという事も含めて検討しながらしっかりとコンプライアンスが守れるようにしているところです。

◇今回、議題として取り上げられた予定価格と総合評価方式については、前回示された市議会からの入札制度改革要望書があったことが主な理由で取り上げられたと理解している。要望書の中には予定価格の事前公表から事後公表を求めるという事が書いてあったと思うが、市議

詳細に我々もこの経緯など聞かされていないので、やっぱり最低制限価格に張り付き易いというような背景もあったのではないかとこのように我々としては思っています。

会が事後公表を求めている理由、背景はどういう事か。

◇決議の最後の項目には、最低制限価格の想定を容易にし、入札業者の見積もり努力を損なわせることになり兼ねない。そこで予定価格の入札前公表を控えるよう要求された。こういうことが書かれたと理由として指摘されているが、それ以外にその背後に何かあるかも知れないし、今回その中でそもそも入札前の公表はどのような弊害があるのか、また誰かにとっては有利であって誰かにとっては不利なのかとかいろいろと利害得失もあると思うので、そのあたりの検討も背景も考えていかなければならない。それと、できれば他市でも、もともと事前公表でやっていたものを全面的に事後公表するという、それも恐らく不祥事か何かのきっかけになっているのかなという気もするが、全国で結構そういう事を契機に、あっち行ったりこっち行ったりしてるという事もあるようだが、考えてみるとコンプライアンスというのはこういう問題があったからちゃんとするのではなく、当然しなければならない。入札は入札の本来のあるべき姿としてどうかというところから見て、事前公表にしたがために入札が円滑に行われていないとか、税金がきちんと使われていないとか、特定の者が有利、一番入っているとか、そういうことがあってはいけない

ということが本来の筋で、不祥事があるというのは何年に1回か、何か働きかけがあったりお金が動いたりして出るが、実際に全体の損得から見れば、やはり入札制度自体がきちんと動くという事は非常に大きなメリットだと思う。今回の問題もそういう観点から一番大事なものは何かというところからまず見て、それから後出てくる可能性のある問題については副次的にどうしましょう、対策を講じる、そういう観点をやっていくべきと思う。これまでの制度の運用状況にどういう問題があったのか、当市に即して考えていく事が重要なのでそういう資料をぜひ委員会に提出していただき検討材料にしていきたい。

◇総合評価と予定価格ということだが、厳しい言い方をすると木に竹を継ぐような制度にはしたくないと思ひ、個別の手法論の議論だけに終始すると、出来てしまった完成形は、おぼけみたいな物が出来てしまうような気がする。ぜひ全体像を、先ほど話もあったように現状の発注状況を踏まえて、こういう部分をこうすべきという仕分けがあるとありがたいと思う。積算能力という話があったが小規模なところに対してそれを求めないとか対象としているのは大きいもの、そうすると今度は総合評価をやるかどうかという事とも当然リンクする話である。この公表方式にしても一般競争

入札で総合評価をやる場合と指名競争入札でやる場合とおこってくる状況は違うと思う。一度枠組みを整理していただかないと、一つの項目だけでこっちが良い、あっちが良いだけの議論で終わらせないように出来ればしたいと考えている。

◇事後公表と事前公表の経過に関しては、ある時までは事後だったが、ある時から事前になり、また事後になった。そういう経緯はどういったことなのか。もし事前事後の流れとその時々の予定価格との関係を示すデータがあれば参考にしたい。